

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和7年8月25日（月） 午前10時00分～午後0時15分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり 富田えいじ なかじま和代
欠 員	1 人
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嶋峨 剛 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和7年第3回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

<説明：総務部長、行政課長>

・追加議案第54号、第55号

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(総務部長) 認定第1号から第7号までの添付資料である「主要事業の成果」に、いくつかの訂正事項が発生した。最終確認がきちんとできていなかつたことによるものであり、お詫びする。

(財政課長) 大きく2点の訂正がある。1点目は30ページの令和6年度の税収状況について、課税事務の状況として個人市民税の課税額の表があるが、課税額全体の金額に誤りがあった。5月末の出納整理期間終了の段階で調定額は確定するが、それを市民税と県民税の按分率に合わせて計算した額が最終的な確定金額となる。按分率で計算する前の金額を記載してしまっていたため、訂正する。2点目は、各事業の行政評価表の中で、費用の記載が誤っていた部分がある。

行政評価表を作成する段階では、決算額が確定していないため仮の数字を入力する。主要事業の成果として添付するときには確定後の決算額に変更する必要があるが、それが一部漏れてしまった。また、予算額の記載誤りが1事業、金額の桁数の誤りが4事業あった。

誤りが複数あり、正誤表では見づらいと考えられるので、誤り部分を赤字で記載したデータを再度資料として提出する。差し替え願いたい。

(大島委員) 印刷して持っている議員には、新しいものを印刷してもらえるのか。

(委員長) 再度丸ごと印刷するのは紙がもったいないと思うので、提案であるが、印刷して持っている一部の議員の資料を執行部で預かり、必要箇所を差し替えてお返しするはどうか。

(大島委員) 誤りの数があまりにも多い。確認する責任者は誰なのか。

(総務部長) 主要事業の成果は、決算の内容を見やすくするために、決算書の数字をベースに転記しながら作っていく。この作業の中でミスが起こる可能性があるので、各課には複数回の確認照会をかけている。それでもこれだけの誤りがあったということは、各課においてきちんと確認ができないということであり、再度徹底させたい。

(大島委員) 「二度とないようにする」という言葉をもう何度も聞いており、呆れてしまう。

差し替え作業は自分たちで協力するしかないと思うが、執行部の方で、誤りのある該当ページと、両面になるページを合わせて印刷してもらいたい。

(総務部長) 定例会開会前の忙しい時期に、議員の皆さんに余分な手間をおかけするのはよくないと思うので、すでに印刷済みの資料を執行部でいったんお預かりし、差し替え作業をして、抜いた修正前のものも合わせて速やかにお返しするということでお願いしたい。

(なかじま委員)

主要事業の成果を印刷している議員が何人か分からないし、今日持ってきているとも限らない。今回、決算書を印刷製本した議員は16人中11人であり、恐らく決算書を印刷製本しなかった人は主要事業の成果も印刷していないと思うので、提案としては、11人分の差替え資料を用意してもらって受け取るということでどうか。

(大島委員) 差し替えではなくて丸ごと、全員分を印刷してもらった方がすっきりする。

(総務部長) 紙がもったいないとも申し上げたが、差し替えの時間と手間を省くということで、修正部分を赤字にした主要事業の成果を11人分用意する。

(委員長) 全員分ではなく11人分でよいか。

(議長) 午後の全員打合せ会で、全議員に要不要を確認してはどうか。

(委員長) 全員打合せ会で要不要を確認し、事務局を通して依頼することとする。

(富田委員) ミスが多いので、具体的にどのようにミスが起こらないようにしていくのか、市長がしっかりと取り組むべきである。

(総務部長) そのとおりだと思う。この事務に限らずどの公務にも言えることだが、二重、三重のチェックをかけること、校正の際には過去にあったミスに留意すること

を、今後も徹底していきたい。

(わたなべ委員外議員)

幹部職員だけ見ても細かいところまで配慮できないので、チェックシートを作って担当職員から積み上げ、最後にきちんと市長が確認するべきではないか。
(総務部長) そのとおりである。組織全体の話であり、「主要事業の成果」という資料を何のために作成するのかという趣旨を理解することも含め、徹底したい。

(なかじま委員)

「主要事業の成果」は外部が行う行政評価の資料にもなっていると思うが、今年の行政評価は終わったか。誤った内容の資料で行われたのか。

(行政課長) 外部評価は7月30日に実施して終わっているが、行政評価票はそれより前に行政評価委員に見ていただいているが、金額はその時点の決算見込み額であることを了承いただいている。

(なかじま委員)

行政評価委員に見てもらった時点では見込み額であるため誤りにはならないが、そもそも数字が違っていたということはないか。

(行政課長) その時点での見込み額としては誤っていない。5月末までの出納整理期間を経て確定する決算額と、やむを得ずそれが生じることもあり、「主要事業の成果」として作成する際に、見込み額から確定した決算額に変更する必要があったが、漏れてしまった。

(議長) 今回のことだけではなくミスが続いているので、原因と、今後どのように是正していくかを議長あてに提出願う。

(総務部長) 文書での提出を検討する。

(大島委員) こんなに誤りがたくさんあるのは、議員になって初めてである。決算見込み額と出納閉鎖後の確定額にそれが生じることは、市長も議員出身なので分かっているはずであり、危機感を感じる。

(総務部長) そのとおりである。先ほども申し上げたが、この事務に限らず趣旨を理解した上で行うこと、単純ミスはもちろん、職員の異動があってもミスが起こらないよう、再度引き締め直して対策を検討したい。

(議長) 今回のことには限らず、今後どのような形でミスを防ぐのか、書面で提出願う。

(なかじま委員)

外部が行う行政評価については、最終的にホームページで市民向けにも公開されている。過去のものも含め、正しい内容の資料を公開してほしい。

(行政課長) 今年の行政評価票についてはまだ公開していないが、修正したものを公開する。過去のものも改めて見直しをする。

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席>

イ 一般質問について

<説明：事務局>

・発言通告 個人質問 15人

- ・9月10日（水）5人、11日（木）5人、12日（金）5人
- ・決算審査意見書質疑通告は提出者なし

(委員長) 質問通告書の内容について意見はあるか。

(わたなべ委員外議員)

自分の通告書の中に文言の誤りがあった。4項目めの(1)について、「滞納者数は何人か。」と記載したが、国民健康保険税は世帯単位で課税されるので、「滞納世帯数は何世帯か。」に修正したい。

(委員長) 発言のとおり修正することとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 一般質問の順序及び日程案について、説明のとおりでよいか。

<異議なし>

<休憩：午前10時57分>

<再開：午前11時10分>

(大島委員) 質問通告書について、各議員で内容の細かさに差がある。自分は、内容が理解しやすいようになるべく詳しく記載することを心がけているが、事務局の確認にとても時間がかかる。逆に、とてもシンプルな記載内容の議員は短時間で通告書が受理されている。事務局としては、どの程度記載するべきと考えているのか。

(なかじま委員)

以前は、「通告書の内容で質問の意図が伝わるように、詳細に記載すること」というような留意事項が書かれた紙が、提出する袋に入っていた。今は入っていないが、それが確認できれば足並みがそろうのではないか。

(委員長) 私もその紙に覚えがあり、より具体的に記載するように指示されていた。

(事務局) 「市議会申合せ事項及び先例集」の中には見受けられないが、以前そのような紙があったことは事務局職員も覚えているので、確認してみる。

(副委員長) 通告書を提出する目的の一つは、それに従って執行部が答弁の準備や整理をすることであり、通告書があまりシンプルすぎると質問の意図と答弁が合わなくなってしまうこともある。またもう一つは、市民に公開して質問内容を知つもらうことであり、執行部には質問の意図を打合せで伝えることもできるが、市民に伝えるには通告書の文章で表現しなければならない。どの程度具体的に記載すれば十分かというのは難しいが、きちんと内容が伝わればよいと思う。

(なかじま委員)

「市議会申合せ事項及び先例集」の12ページ、第6章2(3)に「発言通告書には具体的な質問要旨等を明確に記載する。」とあり、執行部が読んで十分に答弁を準備できる内容にするように整理している印象である。

(委員長) 実際の一般質問の際は議長の采配によるところが大きいが、質問は通告の範囲内で行う必要があるので、あまり具体的な通告内容にすると質問できる範囲

が狭くなってしまうし、逆に例えば「一般質問について」とか「請願について」のようにテーマが大きすぎると、どこまでも質問できてしまうことになる。線引きはなかなか難しいが、中間くらいの具体性がよいのではないか。

(大島委員) 丁寧に記載した通告書は、受理前の内容確認にすごく時間がかかることに関して、事務局はどう考えているのか。

(委員長) 持論が入ったり、議員が自分で調べて記載した文言が入っていたりすると、事務局は丁寧にその内容の事実確認をするため、時間はかかる。

(事務局) 委員長がおっしゃるとおり、執行部や市民に質問の趣旨が伝わるかどうか、記載内容は事実かどうかをしっかりと確認した上で受理をしている。

(大島委員) 事務局職員5人のうち何人が確認しているのか。

(事務局) 3人体制で確認している。

(なかじま委員)

現状、通告の受付期間は1日半であるが、1、2日前倒しして期間を延ばしてはどうか。事務局も1日半という短時間に必ず確認し終えなければならないのは負担だと思う。

(委員長) 期間を延ばすとその分また事務局が拘束されるだろうし、期間を前倒しにしても、早く提出したい人はそれに合わせて提出に来るだろうから、受理までの待ち時間は変わらないと思う。

(富田委員) 事務局の負担を減らすならシンプルな記載にするのが一番よいが、自分の主張をきちんと形として記載する必要があるなら事務局の負担は仕方がない。

(わたなべ委員外議員)

私も毎回長時間かけて事務局に確認をしてもらっているが、本来は、事務局が確認をしなくてもよいように、議員側が正確な通告書を作成しなければならないとは思っている。

(委員長) 通告の受付期間を延ばすことについて、事務局の見解はどうか。

(事務局) 延ばすことで確認作業の待ち時間が平準化されるかどうか、また事務局の業務にどのような影響があるか、事務局内で整理したい。

(委員長) 来年度の会期日程案の作成する際に、合わせて検討いただきたい。

(大島委員) 本市議会では通告書の提出順が質問の順番になるが、国会では政党ごとに質問の順番があらかじめ決まっており、余裕を持って通告している。定例会ごとに、あらかじめ質問順を決めておくという方法もあると思う。

(委員長) 受付期間の変更ではなく、提出方法を工夫するか。

(なかじま委員)

先ほど事務局から整理したいとの発言があったので、この場で決めなくてもよいと思う。

通告書の記載内容については、質問の意図を明確にするために具体的に記載することであり、シンプルな記載であっても意図が明確に示されればよい。「簡略化」することとは意味合いが違うと思う。

(委員長) 通告書は質問の意図が伝わるように具体的な記載をすることとし、受付期間

の変更については事務局に整理してもらうこととする。

ウ 請願について

- ・請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

提出者の趣旨説明なし

(委員長) 請願書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、教育福祉委員会でよいか。

<異議なし>

- ・請願第2号 障がい児保育における保育士配置基準の見直し等に関する請願（請願文書表及び請願書のとおり）

提出者の趣旨説明あり

(委員長) 請願書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、教育福祉委員会でよいか。

<異議なし>

(わたなべ委員外議員)

請願第1号について、会派に所属しない議員3人のうち代表として1人だけ紹介議員として署名したが、田崎議員から、3人それぞれが署名できるのではないかという意見があった。どのようにすればよいか。

(事務局) 会派に所属する議員については各会派の意思として会派代表者が署名しているが、会派に所属しない議員はそれぞれ別の意思を持っていると考えられるので、他の2人も署名を申し出でいただければよいと思う。今回の請願書は既に受理済みであり、基本的には受理後の書類に追記することはしないので、追記するなら例外的な措置となるがどうするか。

(なかじま委員)

会派に所属しない議員はそれぞれが署名することには賛成である。

ただ、私は今回、請願第2号の紹介議員となっており、本来はもっと早く全議員に趣旨の説明をして賛同いただいたかったが、書類の完成に時間がかかり、締切りの前日の夜、会派代表者と会派に所属しない議員3人に連絡を取ることになった。連絡が取れなかった議員には署名をいただけていない。

受理後の書類に追記することを認めれば、提出の締切りが曖昧になりかねないと思う。

(わたなべ委員外議員)

なかじま委員の発言のとおりであり、今後の取扱いとして、会派に所属しない議員はそれぞれが署名することとしていただきたい。

(委員長) 今回の請願第1号への署名議員の追記はしないこととし、今後提出される請願については、会派に所属しない議員はそれぞれが署名することとする。

エ 陳情について

- ・陳情第3号 公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

提出者の趣旨説明なし

(委員長) 陳情書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、議会運営委員会でよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回の委員会で審査することとする。

(わたなべ委員外議員)

同じ方からこれまで何回か陳情が提出されているが、今回は、市の職員が個々の信条に反して労働組合に加入させられていないかを調査することという内容が、陳情項目に入っている。労働組合に関する事を議会の審査対象にするのは間違っているし、そもそも陳情として受理すること自体が適切ではないと考える。

(なかじま委員)

請願や陳情は、内容に関わらず誰でも出す権利があるので、受理することが適切ではないということはない。提出されたものは受理しなければならないと思う。また、今のわたなべ委員外議員の意見については、本陳情を審査する際に発言されるのがよい。

(わたなべ委員外議員)

提出者は名古屋市北区の方であるが、瀬戸市議会や日進市議会にも同様の陳情が提出されているか。そして受理されているのか。

(委員長) 本市議会としては、既に受理した文書である。意見は、審査の場で発言いただきたい。

(なかじま委員)

市議会ホームページの請願・陳情のページの書式例について、請願の紹介議員は氏名だけ記入するようになっているが、Wordの書式データをダウンロードすると、氏名の前に「長久手市議会議員」を付けるようになっている。本市議会に提出する請願は、本市議会の議員が紹介議員になるわけなので、「長久手市議会議員」は不要だと思うがどうか。

(大島委員) 現状のWordの書式データでは、紹介議員が複数人いた場合、全ての議員の氏名の前に「長久手市議会議員」を付けることになっている。一人目の紹介議員は氏名の前に「長久手市議会議員」を付け、二人目以降は氏名のみとしてはどうか。

(なかじま委員)

「長久手市議会議員」までは印字してあって、その後に紹介議員が署名する形がよいと思う。ホームページ上の書式例の記載と、添付してあるWordの書式

データを統一してほしい。

(委員長) なかじま委員の意見のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(事務局) ホームページ上に添付しているWordの書式データは、「市議会申合せ及び先例集」の中にある書式例と同じであるため、こちらも統一する。

オ 議事日程について

<変更点の説明：事務局>

- ・第1号 日程第5 議案第54号・第55号を追加（議案上程、提案者の説明）
- ・第2号 日程第1 諸般の報告
 - 請願の提出
- 日程第3 請願第1号（上程、紹介議員の説明）
- 日程第4 請願第2号（上程、紹介議員の説明）
- 日程第5 議案第54号・第55号及び請願第1号・第2号を追加（質疑、委員会付託）
- ・第3号～第5号 一般質問の質問順決定
- ・第6号 日程第2 議案第54号・第55号及び請願第1号・第2号を追加（委員長報告、質疑、討論採決）
- ・議案第54号・第55号：総務くらし建設委員会に付託

(副委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(なかじま委員)

議案第54号・第55号の委員会審査に必要な資料について、請求の締め切りはいつまでか。

(事務局) 審査する総務くらし建設委員会が9月3日であり、その2日前までには執行部から事務局へ資料データを提出してもらう必要がある。委員長がとりまとめて執行部に依頼し、執行部が資料を作成する時間も考慮すると、委員から委員長への請求締め切りは明日か、遅くとも明後日の正午くらいまでになると思う。

(委員長) 午後の全員打合せ会で、総務くらし建設委員長から締切日について告知していただくこととする。

(2) 令和7年第4回定例会について

<説明：事務局>

- ・第4回定例会 11月25日（火）から12月15日（月）までの21日間

(副委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

3 その他

(委員長) 次回の委員会で、令和8年度の会期日程案作成に向けての意見や要望を伺う。

例えばお盆の期間は避けてほしいとか、先ほどの通告受付期間を2日間や3日間に延ばしてほしいなども意見として伺うので、考えておいていただきたい。

議長からの諮問事項やなかじま委員から取り上げてほしいと要望のあった事項もあるが、前回の委員会で、まずは議会運営委員会に関する申合せ事項の整理や、監査委員の任期に関すること、慣例や紳士協定の明文化等、正副委員長で改正案を作り提案することとなっている。12月定例会の本委員会での提案を目指し、取り組んでいく。

(委員長) 次回は令和7年9月19日(金)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。